平成２２年（フ）第３６８号
京都市左京区浄土寺東田町86番地
債務者　藤本由美子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
京都市右京区谷口梅津間町２番地
債務者　田中　利邦
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
京都市右京区谷口梅津間町２番地
債務者　田中育久美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目１番２―307号
債務者　重清　　訓
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３３号
兵庫県尼崎市浜１丁目４番３―503号
債務者　太田　輝実
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４９号
兵庫県尼崎市塚口町４丁目６番地の６コーポラス塚口101号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町６丁目６番18号メゾンナカムラ402号
債務者　山下　直道
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７号
東京都府中市本宿町４丁目１番地ときわ荘３、従前の住所兵庫県神崎郡市川町鶴居1068番地の７
債務者　稲津　千晶
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２０２０号
広島市安佐北区落合南２丁目４番20―201号A
債務者　鶴田由起子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３号
広島市安佐北区真亀４丁目１番54―105号
債務者　伊田　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９８号
広島市西区己斐上５丁目38番17―604号
債務者　根木　直美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３９号
広島市東区馬木３丁目20番19号
債務者　村城　道子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６２号
広島県東広島市西条町寺家6398番地８エクセレスＡ棟205号
債務者　鈴木　明儀（旧姓中塩）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３００号
広島市西区己斐大迫３丁目26番１号
債務者　松尾　健太
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３号
広島市南区仁保新町２丁目６番５号
債務者　梅本　峰子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０５号
広島県安芸郡海田町南本町３番１―11号
債務者　藤原　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３０号
広島県安芸郡府中町鹿籠２丁目９番９号
債務者　下村由里子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３７号
広島県東広島市八本松町米満731番地15
債務者　光原　修二
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５２号
広島県東広島市西条下見６丁目７番７―201号　コーポ・Ｎプラザ
債務者　吉野　祥章
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部